

福島県行政書士会監察委員会規則

（根拠及び名称）

第1条 この委員会は、福島県行政書士会（以下「本会」という。）会則第55条第1項第四号に基づき設置された福島県行政書士会監察委員会（以下「委員会」という。）と称し、同条第2項に基づきこの規則を定める。

（目 的）

第2条 委員会は、会員のコンプライアンス意識の啓発及び資質の向上と品位の保持に関する業務を行い、その業務の適性を図ることにより、会員の社会的地位の向上及び依頼者の利便性の向上並びに職域の確保に資することを目的とする。

（職 務）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 会員のコンプライアンス意識の啓発に関すること
- 二 会員の法令及び会則遵守に関すること
- 三 職務上請求書の不適正使用に係る調査に関すること
- 四 非行政書士排除に係る啓発及び調査に関すること
- 五 その他前各号に関する事項

（組 織）

第4条 委員会の委員は、理事会において選出し、会長が委嘱するものとし、12名以内の委員をもって組織する。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときはその職務を代行する。

（任 期）

第6条 委員の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。

（会 議）

第7条 委員会の会議は、会長の承認を得て委員長が招集する。

- 2 会議には、委員のほか必要に応じて会長、副会長又は関係する部長及び部員、支部長並びに委員会の委員（以下「委員等」という。）が出席して意見を述べることができる。
- 3 会議の開催及び議決は、会則第36条第2項及び第4項の規定を準用する。

（秘密保持）

第8条 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員等でなくなった後も同様とする。

（職務の一時停止）

第9条 委員会は、次に掲げる事由があるときは、該当する委員の職務を一時停止させるものと

し、会長にその旨を報告しなければならない。

- 一 当該委員が法令、会則等に反する行為を行ったとき
- 二 前号の委員と特別な利害関係又は身分関係があるとき
- 三 前各号のほか、委員の過半数が当該委員が職務を行うことについて適当でないと認めたとき

（会員の協力義務）

第 10 条 会員は、委員会がその職務を行うにあたって、協力要請があった場合は、協力する義務を負うものとする。

（部等への協力要請）

第 11 条 委員会は、職務を行うにあたって必要がある場合は、本会の各部及び委員会並びに支部長に協力を要請することができる。

- 2 本会の各部及び委員会並びに支部長は、前項の要請には誠実に応じるものとする。

（費用弁償等）

第 12 条 委員の職務にかかる費用は、福島県行政書士会旅費規程によるものとし、切手代等の必要経費は本会経費で支出するものとする。

（補 則）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定めることができる。

第 14 条 削除

附 則

1. この規則は、平成 26 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

1. この規則は、令和 5 年 4 月 17 日から施行する。